

# 厚生常任委員会

平成13年9月18日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎喜多 郁子           ○村中 政昭           里川 宜志子  
西谷 剛周           木田 守彦           小野議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	浦口 隆
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	川端 伸和
同課長補佐	西川 肇		
住 民 課 長	阪野 輝男	同 係 長	清水 昭雄

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子           同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。始めに町長の挨拶をお受けいたします。

町長 継続審査の（仮称）総合福祉会館整備計画については、過日の一般質問等を受けていく中で、私どもとしては整備検討委員会を開いてまいりました中で、できれば建設の場所等の問題についてもう一度再考していくのがいいのではないかとということで、先日の決算委員会でも申し上げたように、今日の厚生常任委員会にもそういう趣旨で、私としては整備検討委員会で検討された中でそういう位置づけをされた。しかし、この場所はどうかということについての一般質問の議論、あるいは土地の問題等の関係等について、今後もう一度整備検討委員会に差し戻して検討していただくと、そういう中で私は場所等の候補地を決定していかなかったらなかなかそういうものについては定まっていけないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、村中委員、里川委員のお二人を指名いたします。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。  
初めに、9月議会付託議案についてであります、  
（1）議案第24号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 保育所の定員などについて緩和は既にされていると思うのですが、さらに緩和という方向があると聞いているのですが、そのこととところどのような国の方から基準は示してきているのか。

福祉課長 現在保育所の入所の円滑化にかかります一部改正が行われたことによりまして、保育所の入所の円滑化対策の中で年度後半以降については定員の25%を乗じて得た件数を超えても差し支えないことということが加えられております。現在の保育所に当たりましても入所定員については120%の基準で運用させていただいているところでありますが、円滑化に伴います条項の中で認可定員の25%を乗じて得た件数を超えても差し支えないことを加えるということで条文が差し替えられることとなります。町の保育所についても今現在定員が超えたときにはその運用基準を適用させていただいております。ただし各保育室の中で人数的に全体の基準面積を超える場合については全体の定員が満たないときであってもすべてこの基準が適用されるということではございませんのでよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第24号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2) 議案第26号、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康福祉課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 人間ドックの受診であります。受けていただく方が多いというのは早期発見につながって医療費抑制にもつながるよいことだと思っ  
ているのですが、私に関心があるのはどれくらいの年齢層の人が希望して受けていただいているのか。掴んでおられるのであれば教えていた  
だきたい。

健康推進課長 詳細な資料は手元にはございませんが、推測ではありますが40歳か  
ら50歳代の方が多いのではないかとお見受けをさせていただいてお  
ります。

里川委員 もう1点、これは医療保険全般に関わることなのですが、今年1月  
からいろいろ改正があって、さらに改正の方向が言われているのです  
が、お年寄りの診療費が高くなってきている中で、今度審議される中  
で検討が必要と言われている中に終末期医療が入っています。それが  
私も詳しく知らないのですが、終末期医療のどういうことを検討しよ  
うとしているのか。

健康推進課長 医療費が右肩上がりということの中の分析をする中で総医療費に占  
める割合の終末期医療というのは約30%ほど終末期医療に消費され  
ているのが数字的に表れています。この終末期医療の30%というの  
は全医療費の中の約30兆円の30%ですので9兆円が終末期医療と  
いうふうに数字的に表れております。斑鳩町のたとえば老人保健に当  
てはめますと老健が約20億ということの30%になりますと約6億  
が毎年終末期医療に消費されているということが計算上に出てくるわ  
けです。その終末期医療の見直しということでございますが、まず

終末期を遡りますことの1ヶ月2ヶ月の治療費が相当高くなっている  
ということでございますので、そうした終末期医療が必要になるとい  
うことは原因を分析をしてみますと、その終末期から遡ること30年  
40年の40歳代50歳代からの健康管理がいかに大事かということ  
でございます。そういうことの見直しということで生活習慣病の見直  
しということにもつながっていきまして、長い目で見ていかなければ  
結果は現れてこないわけですが、やはり働き盛りの方、社会保険に加  
入されている方もいずれはリタイアされて国民健康保険に入って行か  
れるということでございますので、職域の関係の方で地域の関係が健  
康管理ということが大事だと言い換えられるのではないかと考えてお  
ります。決算委員会でも申し上げましたように、現在の30歳40歳  
50歳の方々のご加入をしていこうということで、基本健康診断また人  
間ドッグを受けていただいた方々の結果データを分析していかにその  
方の病状にあった保健施策が必要ということになりますので、そうい  
ったことに取り組んでいこうということが終末期医療の見直しとい  
うことにつながると考えております。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決す  
ることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第26号については当委員会とし  
て満場一致で可決すべきものと決しました。続いて、(3)議案第2  
8号、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

(議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 斑鳩町の方でも利用料の減免という形を取られている中で、どうい  
うふうな形で減免をされているのか。

植村福祉 利用料の減免にはいくつかの種類があります。法定で定められてお  
課長補佐 ります施設入所者の食事の減免などについてはあらかじめ非課税世帯で  
あれば本来780円の食費を負担していただくところを500円でい  
いということになっておりますが、これについては500円を事業者  
に払っていただくだけで、残りを保険給付として支払っております。  
それ以外のホームヘルプサービスの利用料減免、あるいは社会福祉法  
人等による減免これの2種類があるわけですが、まず社会福祉法人等  
による減免につきましては一端町が補助させていただくのではなくて  
一端社会福祉法人が半額に減額するということがありますので、利用  
者の方はかかった費用の5%だけを事業者に払って残りの95%のう  
ち90%は保険給付で5%は社会福祉法人から請求がありまして町か  
ら助成金という形で法人に払うという形になっております。したがっ  
て利用者の方には5%だけ負担をお願いするということになっており  
ます。

ホームヘルプサービスの減免ですが、低所得者に対しましては本来  
10%のところを3%ご負担いただいているわけですが、昨年4月か  
ら行っている減免、これは介護保険が始まる前からホームヘルプサー  
ビスを利用されていた方を対象とした減免ですが、これについては  
償還ではありませんで、3%だけを事業者にご負担いただいて残り9  
7%を町から国保連合会を通じて事業者には払っているということ  
です。

それから今年4月から拡大いたしましたそれ以外、介護保険になっ  
てから初めてホームヘルプサービスを使われた方の減免につきましては  
は、要項上は償還ということになっております。実は国保連合会の方  
からこの事務につきましては委託を受けることが出来ないという連絡

がありましたもので、原則としては償還となっております。したがって一端10%を事業者に払っていただいて残り7%を利用者からの請求に応じて町から利用者に対してお支払いをするということになっておりますが、利用者の方の一時立て替えということが発生しますので、広域の7町の事務担当者が集まり相談いたしまして少なくとも広域7町に所在するホームヘルプサービスの事業所につきましては償還ではなく受領委任の方で対応していただけないかということで、事業者の方をお願いしております。斑鳩町内に所在する事業所は社会福祉協議会しかございませんが、社会福祉協議会については受領委任で対応していただくということで現在やっております。

里川委員 それともう1点、10月から保険料が上がることにつきましての事務の中で、1年間滞納になると償還払いということになり1年半を経過すると給付制限という介護保険上の制度になっていると思うのですが、その辺を心配している。そういうことも視野に入れていただいて保険料の請求の時にどのように担当としては対応していただいているか確認をさせていただきたい。

福祉課長 滞納の関係ですが、10月から納付書等を発送させていただくときにこういう規定がありますので、滞納漏れ等がないようお願いするという周知させていただいております。また新しく認定の申請窓口が変わったときにはこういうことについて守っていただかないと保険料の滞納がありますと給付が受けられません、制限がかかりますよというお話をさせていただいております。今現在保険給付を受けておられる方の中では滞納という状況は発生しておりませんが、今後滞納が発生することのないように周知を図っていきたいということで進めさせていただこうと思っております。

里川委員 そういう給付制限や償還払いになるということについては、その保険証に記載するような状況がある。そういうことの事務の管理は非常

に複雑で大変だと思う。これから保険料が上がってきたらよけい大変な人が保険料をうまく支払っていけない状況が出てくるのではないかと心配をしている。また担当の方も事務の流れの中でそういう該当する人が出てきた時の処理についても大変なことになってくるのではないかとということも含めまして、日常的に被保険者の皆様方にきちっと制度の内容についてをわかりやすく、年を行くと非常に理解しにくい、ですから今後も担当の方で納付状況の管理も大変だろうし、また利用する被保険者の方々も非常に利用しにくい面があると思う。今後事務の中でそういうことを視野に入れてきちっとやっていただきたいと思っています。

委員長        これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長        異議なしと認めます。よって議案第28号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長        冒頭の挨拶で町長の方から話がありましたように一般質問等でいろいろご意見をいただく中で、場所等については今日まで整備検討委員会の提言を受けさせていただいてその中で場所等についてお願いをしてきたわけですが、整備検討委員会等におきまして差し戻し等についても検討させていただく中で場所等についてお示しいただいて進めさせていただきたいと考えております。

委員長        説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたしますが、そ



の前にこの福祉会館については一般質問がございました。また決算委員会の中でも質問がございました。一步踏み込んだ説明もありましたので、

担当委員会としてそれをどのように方向付けをしてさらによい方向に向けるのか、現状のままで行くのか検討していただきたいと思うので、みなさんのご意見をいただきたいと思います。

木田委員 先ほど町長のご挨拶にもありましたが、その公共施設ゾーンの中に必ずその施設を持っていこうと、今現在出された場所以外に考えておられるのか。それと他の場所が変わったとしたらその定期付の借地でいくのか買い上げになるのか、その辺のところも分からないし、それと施設の面積自体が小さいということで内容も縮小されたということなのですが、一応平成15年完成予定ということで進められていると思いますが、時期的な関係から考えたらもう期限が迫ってきているのにこれからまた一から考え直すということになったらそれには間に合わないと思うのですが、それらについてあくまでもあそこの場所を見直すと、そして他を当たられて具合悪くなったらそこへ帰るということは出来ないと思いますが、それらについてどのように考えておられるのか。

町長 1点目の関係については、公共施設ゾーンの中で一番安く行く方法は社会福祉協議会に貸与しています旧水道庁舎を町が買い戻してそれを保健センターとリンクしてその地域を町が買い上げるということで出発したわけですが、委員会でも申しあげましたようにその1件の方が話に応じられないということで残念せざるを得ないということから今現在に至っている。ただこの施設等を考えていく中では藤ノ木古墳の関係で移転をさせていただいたところの用地が大体平米12万4千円坪40万ということでございますから、大体近傍価格として藤ノ木古墳の土地の買い上げ等について値段がはっきりしておりますから、それ以上下らないということを考えますと、町として検討した中では

借地で平米1240円という形で第2分団の関係でしたわけですが、しかし場所的に難しい点がある中でこれ以上は公共施設には難しいんだと、そうすれば我々としては検討委員会で決めていただいたところがうまく行けばよかったです、なかなかうまく行かなかったので、そうなれば検討委員会へ差し戻してもう一度再考すると、その中で私は差し戻していく中で論議が1年かかるのか半年かかるのかそれによって変わってきますし、木田委員がご指摘のように町としての計画は15年竣工ということですが、この関係等についてはやっぱりみなさま町民の納得を得る中では恐らく16年ぐらいにさしかかっているのではないかと思う。そういうことも踏まえ財政事情等も考える中で、整備検討委員会を再考していただいて、場所的にも検討委員会で決めていくのだったら5000㎡の地域をどの地域にするのかということをおあらかじめ決めなかったら難しいと思う。

木田委員 町長がおっしゃったように5000㎡という一団の土地を取得するという事はかなり努力を必要とすると思う。だからそれをあちこち振り回してばかりいてたらいつまで経ってもできないという危惧があるし、少ないながらもある程度前向きに話をされたところに戻るのとはとてもできないと思う。その辺のところ16年になってもいいとか、1年延ばしてもいいという気持ちは分かりますが、やっぱりこれから先大事な施設であるということを考えたら、安易な気持ちであちこち振り回すような考え方はあまりよくないと思う。それよりも今の場所でもっと用地の確保なり努力されるほうがいいように思う。

私としては今の用地を示していただいた場所に追加できるような方法を考えていただいた方がいいように思う。これは私の意見を申し上げただけでみなさんの意見も聞いてあげてください。

助 役 私たちが整備検討委員会に差し戻すというのは一応住民参加をしてもらおうと、そしていろんな検討をしていただいて、よい土地を決めてもらおうという考えなのです。それには我々としては最大限努力して用

地交渉にかかればならないと思います。新しく住民参加の中でこの3条件並びに基本方針の一つである行政の福祉機能、保健機能の合致するような場所を決めていきたい。そこに我々は最大の努力をして用地確保をしていきたい。けれどもそれが前に行かなかつたら1年2年延びる場合があるということを思っておりますので、そういうことをご理解願えたらと思っております。

里川委員 一般質問の答弁の中でも議会からも検討委員会に入っていたいでいるということもおっしゃられていて、まさに私自身検討委員会に入らせていただいていたのですが、当時その場所の選定についても特段役場の際でなければならぬとか、そういう意見がたくさん出ていたわけないと私自身は認識しているのです。ただ報告書に書いてあるように自動車や徒歩、自転車等で誰でもが安全に利用できることと環境面に配慮していることの方が先にあったわけです。先にあってそれを位置付けるために町総合計画土地利用計画に合致していることが書かれているわけです。これが出ていて役場の側でなかったらいけないという言い方でなっているところに、私自身委員会に行っていましたけれど、なぜそんなことになっているのか意外な気がしています。

それと差し戻しの件につきましても確かに策定委員会の皆さんにも計画年次がだいたいこういう計画で進めたいということを町として示しておられたと思います。ですからそういうことも含めまして、検討委員会にいらっしゃった皆さんもこういう計画でやるだろうと思っておられるところに全然違うどうなっているのだろうということになっても不都合な点もあるのではないかと思います。検討委員会を開いていただいてそういう町の方針を示していただいて、今助役がおっしゃっていただいたように再度住民の意見を聞いていただきながら、最後の箱物と言われているくらい、また高齢者社会に向けて大切な施設、そして報告書にもあります誰もが安全に利用できる施設ということを私はすごく思っている。でも今の面積で大体の予定の図面が出てきましたら、誰も

が利用できるような施設内容にはなっていないと思う。これから斑鳩町の将来を考えてきちっと慎重に建設をしていただきたい建物だと思っている。

助 役

言い訳にはなるのですが、今里川委員がおっしゃっていましたようにどことは決まってないのは事実です。ただ基本方針としての位置付け、これは行政機能施設、サービス機能保健機能こういうことが1番目に挙げているわけです。2番目には建設予定地の条件として、1つとして自動車、徒歩、自転車等で誰でも安全で利用できるということ、2つとしていわゆる町総合計画の土地利用に合致していることというのがあります、合致しているというのは公共施設が集積した町のセンター的なゾーン、これは適地を示した場所の範囲にあてはまるわけです。パークウェイの間の土地でははまらないということですから。そういうことを頭に置いていたわけです。そして初めは福社会館の前で一生懸命に取り組んだのですが、どうしても協力を得られなかった。そういうことからどこへしたらいいかということになった。そういう経過です。従ってやはり文化振興センターの時は位置図を示して3つを挙げどこへしようかということになったのです。これもそうすれば良かったのですが、ともかく2番目に挙げている町総合計画の合致していることというのがありましたから。というのは保健センターがここにあるということ。保健機能が離れたら具合が悪いということでございますから、その点をご理解願いたい。ただ今のところについては一応白紙にしてもらってそして新しく検討委員会の中で決めていただく、それには位置決定を図面で提起してどうかということの内容にもなってくるかもしれませんが、また委員さんの意見の中にはなぜその場所かということになるかもしれませんが、場所の選定にはきちっとした理由が付けられるようにしてまいりたいと思っております。従ってその件につきましては委員皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。

村中委員 公共施設ゾーンの近くということをおっしゃっていますが、役場から何メートルとかそういう形のもの、範囲というものはあるのですか。

助 役 この役場周辺が公共施設ゾーン、それがいわゆる公共機能を集積した町のセンター的拠点ということをおっしゃっている。総合福祉会館を建設するには今先ほど申し上げましたように我々としては町の総合計画土地利用に合致していることを視点として、あそこに持っていった。これは公共施設ゾーンの中ですから。1つは行政機能、保健サービス機能、福祉機能を充実したゾーンの中ということになる。別にそういうことが全部果たせるのなら問題はない。やはり公共施設ゾーンの中というのは非常に込み入っていますから大きな敷地を確保するのは非常に難しいわけであって、あっても道路がないとかいうようなことです。村中委員がおっしゃるようにどこまでの範囲かというのは今言ったような範囲でございまして、別に離れていてもその機能が十分に発揮できれば別に問題はないと思います。

村中委員 その機能を果たせる地域であればいいということですか。

助 役 いろいろと手法はございますが、総合福祉会館を建設するについて全てのがクリアできる場所、これが一番適当な適地ということをおっしゃっています。ただ適地がうまくいかない場合は若干すべてをクリアすることは難しいけれども大体はクリアしていかなければならないと思っております。

西谷委員 これから斑鳩町の将来を考える場合にはパークウェイが中心になると思いますし、今現在パークウェイのモデル区間400mと法隆寺線の中では、こういうパークウェイや法隆寺線の沿道でそういう施設を整備するという事は、住民の皆さんからは単に道路をつくるのではなく沿道の土地利用まで町が考えて行動してやっているということの中では、非常に道路に対する理解もできるし、町としても都市計画道

路についてやっていくということについては非常にいいピーアールになるのではないかと。幸いしてこういうパークウェイの近くは調整区域の中ではかなり安い単価で購入できるのではないかと思う。私はパークウェイができますと広い土地ができますから、障害者が安心してその施設を利用する上においても広い道路があつてということの中では利用者が利用しやすい位置になるし、パークウェイについても斑鳩町の中央線と言われたように町の真ん中を走る中では斑鳩町全体から見ても利用しやすいのではないかと思う。私はパークウェイあるいは法隆寺線の今の計画の現状の中でそういう計画をしてもらったらいいと思う。

助 役 我々が考えていますのは、整備検討委員会に差し戻して、そこで住民参加に立つということを考えていますから、西谷委員が言ったことも選択肢の一つになろうかと思えます。

木田委員 住民も参加されてということですが、やはりエゴということが出て来ると思う。ですからいい意見を議会の方でまとめていても方やそういう意見もあるわけです。その検討委員会の中でもそうした意見が錯綜したらなかなか意見のまとまりができないと思う。来年度からしか委会を設置することができないですね。そして1年かけて検討していく、なかなかそれをまとめていくのは難しいように思う。みんなが期待している以上早くできるように努力方お願いしたい。

助 役 早い時期に検討委員会を開いて予定地を決めていきたいと思っております。木田委員がおっしゃるようないろいろな意見が出ると思えます。ただ、たたき台は我々が示して候補地の場所を示しながら検討していきたい。

早く委員会を開いていただいて、皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。期待されている事業が遅延ということにならないように努力していきたい。ただ5000㎡のまとまった土地でございますから

そう簡単にはいかないと思います。ただし我々としては最大限の努力をしていきたいと思っております。

町 長

一番問題になってるのは保健センターとの兼ね合いです。場所的に遠くへ移したら将来的に保健福祉センターを建設すべきだと思いますし、私は保健センターというのは斑鳩町がプレハブでやってきたことから早く保健センターをしろということで、今近隣は全て保健福祉センターでございますから、そういう機能を考えますと5000㎡でいいのか悪いのかそういうことも視野に入れながらやっていきたい。

私は以前にふれあい交流センターのところに福祉会館をつくると言ったのです。なぜそこへ持っていくのかということも出たのです。だから止めたのです。だからそこらのことを整理しなかったらなかなか簡単にはいかないと思う。みんなが注射をしに来られるのに、そこへ行きますとまた福祉会館へ行ってくださいということにはなっていないと思う。それだけの便利さを考えますとそこで一度に済ますということになってくると思います。そこらのことも考えなかったら保健センターはここでしなさいと、あるいは福祉会館は向こうですよということにはならない。もしその場所から離れていくとすれば保健福祉センターというものを考えていかなかったらいけないと思う。

議 長

この前の全協の中でもどう考えておられるのか皆さんに聞かせてほしいというような提案もありまして、ある一定の意見も聞かせていただいていた。町の福祉会館の考え方というものをある程度分かっているのですが、その中で私が理解できないことが何カ所かあるのです。

1つ目は、検討委員会に差し戻すということなのですが、検討委員会は解散しているのです。それから検討委員会で何をしてほしいかというのは助役さんの答弁の中で分かりました。選定条件は3でしたか、そういうおおざっぱな条件ですね。当然検討委員会としてはそれを答申する。検討委員会はこの場所ということで交渉まで決めていくような検討委員会では理事者側は何をしているのかと言いたい。執行権の

ある理事者側が用地を買収するのです。その検討委員会の思いを酌んでやるのです。それと都市計画道路の周辺は考えられないというような理事者側の意見も、町長からはこの保健センターを中心にする。前回の厚生委員会に出てはっきり言って驚いているのです。私の記憶の中では昨年からの厚生委員会の委員長報告の中で、法隆寺線の沿線を今探しているということで報告を受けていると確かそのような報告があったと思うのです。委員長報告ではなかったかもしれませんが、当時の委員長から聞いている。私はそれを了としているのです。都市計画道路にこういう公共施設を持っていくのは最大のポイントだと思う。今の保健センターこれを拡大するのは面積的に難しいと思う。町長がここで注射を打って向こうへ行くことになりますよと、そんな脅しのことを言ってもらっても仕方がないですよ。計画性がないのですよ。全く思い付きでしかやっていないことです。

もう一つ言いたいことは、今までの議論の中でまだ借地で行くのか買収かということははっきりいただいていないのです。それも検討委員会に任されるのですか。なぜ借地なのか借地しかできないのか、しかも借地で行けるのが実測の3千何㎡です。そしたら答申のあった4千から5千はクリアしていません。それをこういうところへ持って来るといふこと自体、それは検討委員会の答申をまったく気に付けていない。これだけの機能をたとえ8割クリアできる面積というのは4千㎡、しかも4千㎡というのは第3種の風致の場所は40%です。それらをみんな分かっている、そういう風致のところで4千㎡より小さい土地で話をされている。しかもそれは借地しかダメということ。そしたらこれを出してくること自体がおかしいのです。それらのことを踏まえて検討委員会を設置されるのか、そして検討委員会で借地でもよろしいですかということ聞かれるのか、その辺のことを聞かせてください。

助 役      まず1点目の検討委員会は現在解散しております。新しく検討委員会を作るといふことを考えていきたい。



2点目は検討委員会で位置を決めるのかどうかということですが、これは先ほどから言っていますように住民サイドで決めてもらおうと思っております。

3点目のパークウェイ付近についての問題ですが、私は先ほども言いましたように、それも選択肢の中での意見の一つだと言っております。それから法隆寺線のそこらで考えているということは、理事者側として言った記憶がないのです。ただいろいろな中で、いろいろな条件が整っているところがあるということは掴んでおったかもしれませんが、委員会では言ったことはなかったと思います。

それから借地にするのかということでございますが、私はまず買収をお願いしていきたいと思っております。ただ今の時代ですからどうしても売らない。その中に借地でしてほしいという方がおられたら、その時は検討を十分していきたい。今まで言っておりますように買収が原則でございますから、その方向に向けて努力をしてみたいと思っております。

それと町の総合計画を先ほどもうしましたように我々は基本的に総合計画がございますからそういうことを常に基にしながらやっていかなければいろいろ意見が町に対してバラバラな形で出てきますから、そういうことのないようにできる限り総合計画の中でやっていきたいという判断であそこを選定したということでございます。ただ現時点についてはあきらめたということでございます。

議 長

法隆寺線沿線というのは議員同士の話の中でそういうことも考えられるということで早とちりしたかもしれません。その点については間違ったらお詫びしたいと思う。仮にそうであっても都市計画道路を利用するという、今の既設の保健センターから考えるということは前向きな考えでないと言いたいです。今ある保健センターを大事にしなければいけないが、これより町全体のことを考えていけば何のための都市計画道路ですか。そしてこういう大きな施設福祉会館を建設するにはアクセス、せっかく何年もかかってやってきている400mモ

デル区間、法隆寺線これを利用せずにして、なぜ前の保健センターを起点に考えられないのか、考え方が視野が狭いように考えるから私はこういう発言をしているのです。ここに保健センターがあるからここを起点に考えるということは、私は行政をする者にとってそんな小さな考え方しか持てないのか残念です。

それと借地ということに対して明確にしてほしいと思う。同僚議員が一般質問をしましたが、その検討委員会の答申に借地しなさいとあったのかどうか、そういう意見も言われているのです。そのことについてあっさり引っ込めてもらわないといけない。次の検討委員会では借地でしかないところは適地でないのですよ。選定基準に合わないところまで考えないといけないと思う。その辺どうですか。

助 役 何回も言うておりますように買収が原則でございまして、買収をもって進めていきたいと思えます。ただそういう方がおられて、それが原因でダメになったら困りますから、まず買収の方向で進み、やむを得ない場合借地になるかもしれませんが、できるだけ買収での方向で話を進めます。

議 長 斑鳩町の建坪率の問題で第3種の風致が40%というのは一番きついなと思う。だからあえて第3種の風致にかかっているところは、公共施設の設置場所それからは除外するんだと、選定基準から外すんだと、建坪率の小さなところは避けるべきだと思う。

選定条件の中に、できれば公共施設が借地というのと建坪率が小さいところは選定基準からはずれるんだというような基準を持っていたきたいと思う。それは希望として言うておきます。

助 役 ただ事業によってはたとえば藤ノ木古墳にしろこれはよそへ持っていきませんから、その辺はご理解願いたいと思う。

村中委員 要望にしておきたいと思えますが、斑鳩新構想ということも聞いた

と思いますが、大きな施設としてはこれが最後になるかと思いますが、そうした中で立地条件というものを十分検討していただいて、そして財政を整えた中で、さすがという形のものを立てていただきたいと思っております。

木田委員 新しく検討委員会を設置するというのでこれは来年度からだと思っておりますが、この総合福祉会館整備計画についての論議をしても検討委員会の答申が出てこなければ、我々が勝手に言っているような形になってしまう。その辺委員長判断してもらいたいと思う。

委員長 先ほどから皆さんのたくさんの意見をいただきまして、当厚生委員会で福祉会館建設に向けてどういう方向がいいのかということの建設的な意見も伺ったわけですが、町長の言葉の中で差し戻しということがございまして、検討委員会を新しく設置してそこへ差し戻すんだらうというふうに判断しているわけですが、しばらく休憩してとりまとめてそのまとめた中でこの建設に向けて厚生常任委員会からの要望ということでまとめたいと思います。

暫時休憩します。（午前10時17分）

委員長 再開いたします。（午前10時50分）

総合福祉会館の整備に関することですが、この委員会としてどのように集約させていただこうかということで相談いたしまして、次のように集約いたしました。

1点目は、この福祉会館について検討委員会をされたわけですが、この検討委員会の報告を十分に受けられた中で尊重されているという理事者の説明があったのですが、委員会としてはあまり尊重されているようには思われぬ。

2点目として、面積、施設の内容について再度検討すること。

3点目として、土地収用形態については買収を原則として進められたい。

以上のように集約させていただきましたので、理事者におかれましては再度検討されるようお願いいたします。この件についてはこれで集結いたします。なお、引き続き当委員会としてこの件について継続審査案件として行っていきたいと思っております。

次に、各課報告事項といたしまして（１）議案第２５号、平成１３年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 （福祉課所管に関する補正予算の説明）

環境対策課長 （環境対策課所管に関する補正予算の説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 確認だけさせてください。警報装置と非常通報装置なのですが、これはどこで鳴らせてどこで受けるようになっているのか。

福祉課長 警報装置については各保育室並びに学童保育室に設置させていただくということで、直接その部屋でしていただくということです。非常通報装置につきましては、保育園については延長保育をしている部屋、各園１つずつです。そして学童保育室については３学童保育室すべて設置させていただきます。非常通報装置については直接警察へ通報されます。警報装置については内外また地域住民の方に聞こえるようにと、非常ベルということです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。続いて、その他について各委員から質疑等があればお受けいたします。

木田委員 3月30日に出火し4月13日に修理が終わった衛生処理場のバックフィルターですが、その修理の費用は虹技とどのような状況になっているのか。

それと郡山地域になりますが、太洋ナットの前の富雄川の堤防に発砲スチールが放してあるのを見ました。これは郡山土木が処理されるのか、斑鳩町が処理していくのか、その対処方についてどのようにされるのか。

それと4月から環境パトロールということでやっていただいておりますが、今までにどのようなものがあったのか教えていただきたい。

町長 バックフィルターの関係につきましては、先般虹技の方から部長と役員が見えられて、調査したが原因が分からないということですが、その費用負担ですが、私の方としてはできるだけ虹技さんにご負担願いたいということで現在申し上げております。今後どれだけ町が負担するのか虹技がどれだけ負担するのか、それが明確になりましたら予算を補正していきたい。私はできるだけ虹技に持っていただきたいと思っています。

発砲スチロールの件については郡山であろうか斑鳩であろうが、連絡だけはして、これは時間の問題もあり、通報いただいた斑鳩町が当然回収して行くべきものと思います。誰が放されたという関係については警察等連絡をしていく。

環境対策課長 環境パトロール関係ですが、一番問題になっています家電4品目につきましては4月以降8月末まで洗濯機、冷蔵庫、テレビ等合計9台がございまして、それとパトロールの関係でございまして、現在6月以降につきましては2日に1度ということで巡回しております、4月以降ポイ捨て関係につきましては402件、箇所数については9件でございまして。

里川委員 98年から全国で300カ所くらいの保健所で実施されているとい

われているのですが、長期療養指導ということで長期療養相談指導事業と子どもさんに対して11項目対象になる病気をあげられてやっている事業があると聞き及んでいるのですが、これは奈良県若しくは斑鳩町で子どもさんに対して保健所での実施はされているのか教えていただきたい。

それと、ごみ処理有料化の時、袋については生活保護家庭についてはどうするんだということで、町の方も示してはいただいていたのですが、粗大ごみそれと家電リサイクル方に伴います家電4品目のリサイクル料並びに運搬料の件については、こういう生活保護家庭についてどうなっているのかということをお自身見通していましたのでここで聞いておきたいと思う。

健康推進  
課長 申し訳ございませんが、長期療養相談指導事業の内容については状況等把握しておりませんので、後日調べましてご連絡させていただきたいと思えます。

環境対策  
課長 粗大ごみの関係ですが、当初計画されたときにも問題としてあがっておりました。生活保護者の名前が公に出てくるということからプライバシーが侵されるという問題があるために一般可燃のごみ袋については役場の方でお渡しするので問題はないのですが、粗大ごみ関係についてはシルバーへ委託という形になりますので公にしないためにも名前等を伏せております。そのため現段階では有料処理となったということがございます。

里川委員 生活保護家庭の場合、粗大ごみの金額また家電リサイクル方に伴う運搬料なども非常に金額が高いわけです。粗大ごみについては壊れたら仕方がないので出されるという中ではかなり金額的には負担になるのではないかなど、家電製品についても生活保護を受けておられる方については何らかの方法を持って減免の方向を出していただきたいと思う。

町 長 今後近隣等粗大ごみの関係等についての有料化の問題について検討しながら進めていきたいと思ひます。

里川委員 斑鳩町でお住まいのそういった方々の生活を守る立場で考慮していただき検討していただきたいことを申し添えさせていただきます。

村中委員 墓地の件なのですが、厚生委員会の中でも白石畑また法隆寺の東部でという形の考え方を持っておられたと思うのですが、その後どのような形で町営墓地の検討をしていただいているのか。

町 長 平成13年度中に白石畑の方と話をさせていただくということでございますが、13年度中にとりあえず白石畑に一度入って白石畑地区で可能であるのかどうかその辺を探ってまいりたいという旨の答弁をさせていただいた経緯がございます。何とか年度内に白石畑と話し合っていく場を設定しながら進めてまいりたいと思っております。

村中委員 13年度も残り少なくなってきましたが、先送りというような形はせず何らかの結果を出していただきたいと思う。今後さらに検討していただいてそれなりに努力していただいた、進捗状況等を報告をしていただきたいと思う。

里川委員 決算審査の中でも出ておりました火葬場の件なのですが、決算委員会でも町長もそれなりに答弁をしていただいておりますが、そのことについては担当常任委員会でも今後の方向について明らかにしていただきたいと思っておりますが、町長の方から再度答弁をいただけたらと思う。

町 長 あれからいろいろ資料等を見ますと、火葬場は開館時間が午前9時から午後9時までということで規定をされているわけです。まったく

してはいけないとは申されていないです。結局夜9時までに出ている日9時からお務めしていただいて葬式をしていただくということについては地元としては認めていこうと、そういう関係の約束事になっております。これから9時を延ばしていくとするのなら地元と再度協議をしていかなければならないと思いますし、火葬場対策委員会と9時以降の関係の枠をはずすのか、そこでできるのかどうかということも協議しなければいけないと思います。ペットの関係についても地元とそういう協議をしていかなければいけないと思います。

里川委員 地元も含めた形で広く住民の意見を聞いていただきまして、町として積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。  
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては先進地視察申入書のとおり手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。



これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長  
にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時20分)